

久留米工業大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

久留米工業大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神及び建学の精神に基づいた教育理念を定め、大学の個性・特色が反映された使命・目的及び教育目的を学則に具体的かつ明確に定めて周知している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な工学部5学科と大学院工学研究科3専攻が設置され、工学部、大学院工学研究科それぞれに三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。

大学が策定した「2021年ビジョン」の実現に向けた具体的な目標を設定するための「実施計画」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

大学の規模を個性と捉え、その個性を生かして学生個人々人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、教育目的を反映した人材育成が行われている。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づいて策定され、大学案内、入学試験実施要項、大学ホームページ等で周知している。

学修支援及びキャリア支援については、各種委員会やキャリアサポートセンターが中心となり教職協働で遂行されている。

また、学生サービスのための組織として、学生課、医務室及び学生相談室を設置し、それらが連携して支援している。

校地及び校舎面積は設置基準を上回り、十分な面積を有している。実習施設や図書館は適切に整備されている。

学生からの意見、要望については、各種アンケートや学生から直接意見聴取を行って把握しており、それらの結果については、学生ポータルサイトなどで公表されている。

〈優れた点〉

○アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、一般入試、センター試験利用入試においても、志望理由書と調査書を点数化して評価対象としている点は評価できる。

○基幹教育センターの教員が初年次の物理・数学の授業に担当教員の補助として参加し、学修困難を抱える学生の支援を連携して行っている点は評価できる。

○キャリアサポートセンターを核として、キャリアサポートセンター運営委員である教員

と就職課の職員による協働が実現され、キャリア教育、インターンシップ、就職支援等の活動が連動して実施されている点は評価できる。

- 100号館は、学生の福利厚生施設、ラーニング・コモンズから教室につながる動線が意識されているとともに、建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が建築、エネルギーシステムに関する生の教材となっているなど、高い教育効果をもたらすよう整備されている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神、教育目的及び人材の育成に関する教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページで公表するとともに、学生便覧や学生募集要項に記載して周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定められており、学修の手引きや学生便覧及び大学ホームページ等に記載して周知している。また、ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため、一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定している。

「アセスメント・ポリシー」を策定し、三つのポリシーに基づき、学修成果の評価を行い、その結果の集約・分析・共有を通して三つのポリシーの妥当性、整合性を検証している。

〈優れた点〉

- 卒業研究が学修の集大成として位置付けられ、ルーブリックによる厳格な評価が実施されている点は高く評価できる。
- ディプロマ・ポリシーと一貫したカリキュラム・ポリシーを形成する上で、演習や実験科目における教育方針としてアクティブ・ラーニングなどを取り入れ、実施内容についてFD研修を行うなど、組織的に取り組んでいる点は評価できる。
- 学修成果の点検・評価について、各部署で実施したアンケートをIR推進センターで分析し、その結果を教職員共有サイト「きっと見る」において公表して教育研究活動の改善につなげている点は高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学院の学位授与に関する規則整備などに課題があるものの、その他の規則に定められた会議体において、学長のリーダーシップのもと、審議、決定を行う体制が構築されている。

大学及び大学院においては、設置基準で定められている専任教員数、教授数、研究指導教員数の基準を満たしており、教員の採用及び昇任についても諸規則に基づいて審議、決定されている。

FD(Faculty Development)及びSD(Staff Development)については、それぞれ「FD委員会」「SD推進委員会」で審議、決定するなど、全学的に対応している。

専任教員には一人一室の研究室を確保するとともに、備品等も大学側が用意する等、適

切な研究環境が整備されている。

〈優れた点〉

OFD 委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」では学生が構成員となっており、授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行うなど、教育改善に向けてのFD活動に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

○「パートナーモビリティ」の開発を契機に、地場企業への技術相談、技術指導の環境整備を積極的に推進しており、令和2(2020)年度には「AI 応用研究所」を設立し、大学のブランド力向上に大いに努めていることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

理事会、評議員会に書面開催の実績があり運営に課題があるが、寄附行為及び学則において定められた目的等を実現するために、各種規則に基づき学校経営を行っている。

理事会機能を補佐する体制として、「常任理事会」を毎月開催することにより、機動的に意思決定を行うための仕組みが整備されている。また、監事の職務執行や、評議員の選任についても諸規則に基づいて行われている。

大学は、平成28(2016)年度以降、恒常的に定員を確保し、人件費依存率も年々減少するなど財務状況も安定的に推移している。

学校法人会計基準や諸規則に基づき、会計処理を実施している。また、三様監査体制として会計監査法人、監事、内部監査室それぞれの監査体制は整備され、三者の協議も十分になされ、各監査は厳正に実施されている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針は、「内部質保証に関する基本方針」に定められており、これを実施するための恒常的な組織体制が整備され、学長のリーダーシップのもとで組織的に推進していく責任体制が整備されて自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、中長期計画の策定及び中長期計画に沿った年度ごとの実施計画の策定並びに実施計画に基づく自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善方策を次年度の実施計画に反映している。

三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証の活動は、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、教育に係る各組織が年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施している。その結果は内部質保証システムによって教育の改善・向上に反映されていることから、PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

総じて、大学は開学以来「人間味豊かな産業人の育成」を建学の精神として掲げ、「知を磨き、情を育み、意を鍛える」という教育の基本理念に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、それらを達成するために教育の質保証、学生支援と施設・設備の充実、大学のガバナンスの視点に立ち、自己点検・評価の結果を踏まえたPDCA サイクルの仕組みを構築して、法令を遵守した運営を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.社会貢献・地域連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 研究ブランディング事業
2. ものづくり実践教育
3. 学生の学びを支援する基幹教育センター

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び建学の精神に基づいた教育の理念を定め、大学の個性・特色が反映された使命・目的及び教育目的を学則及び大学院学則にそれぞれ具体的かつ明確に定めて、大学案内や学生便覧などに簡潔な文章で明示するとともに、大学ホームページに掲載して周知している。

決して大きくない規模の大学であるが、そのことを生かして学生個人への細かなサポートや充実した設備における実践的教育を実施することにより、教育目的を反映した人材育成が行われている。

建学の精神、教育理念を踏まえた中期的なビジョン、アクションプランを策定するに当たっては、使命・目的、教育目的等の検討を継続的に行い、社会情勢などに対応しつつ、大学の使命・目的を達成するための教育を推進している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育研究上の目的、人材育成の目的を制定・改正するに当たっては大学における主要な会議で審議され、教授会、大学院研究科委員会の意見を聞き、理事会・評議員会の議を経ており、役員、教職員の理解と支持が得られている。

建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的については、学則はもとより、大学ホームページをはじめとするさまざまな媒体に明記され、学内外に適切に周知している。

建学の精神に基づき策定した「2021年ビジョン」の実現に向けた具体的な目標を設定するため「実施計画」を策定し、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科、研究科等の教育研究組織として工学部5学科と大学院工学研究科3専攻を設置し、工学部、大学院工学研究科それぞれに三つのポリシーを定めている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育理念に基づき、大学全体、学科及び大学院、専攻ごとに策定され、大学案内、入学試験実施要項、大学ホームページ等で受験生、保護者、高等学校及び社会に周知している。

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って公正かつ妥当に実施され、その実施体制も適切である。入学者選抜方法や結果の検証は、毎年度、入試委員会及び入学試験判定委員会において行われ、その見直しを図っている。

学科単位では、収容定員超過や未充足が見られるものの、大学全体の収容定員充足率は適正である。

〈優れた点〉

- アドミッション・ポリシーに沿った学生を受入れるために、一般入試、センター試験利用入試においても、志望理由書と調査書を点数化して評価対象としている点は評価できる。

〈参考意見〉

- 交通機械工学科の収容定員充足率が低いため、入学生確保のための一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援に関する方針を定め、「学生サポートの手引き」により教員及び各事務課における役割分担などの支援体制と計画を明確にしている。学修支援のための各種委員会が設置され、それに職員が事務局かつ委員として参画することで、教員との連携が強化されている。

障がいのある学生に対しては、当該ガイドラインに沿って、臨床心理士、医務室員、教員及び職員が情報共有しながら支援している。オフィスアワー制度は全学的に実施しており、それ以外の時間でも教員と学生間のコミュニケーションを活発に行っている。実習・演習科目等に対する TA 制度を整備して教育支援が行われている。中途退学、休学及び留年への対応策については、教務委員会での継続的なチェックがなされ、IR 推進センターにてその要因が分析されている。

〈優れた点〉

- 基幹教育センターの教員が初年次の物理・数学の授業に担当教員の補助として参加し、学修困難を抱える学生の支援を連携して行っている点は評価できる。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリアサポートセンターが、地域連携推進室と連携しながら、進路開拓、企業説明会

実施、インターンシップ運営など、キャリア教育全体を遂行している。

教学組織のキャリアサポートセンター運営委員と事務組織の就職課とが連携し、教職員が一体となって就職・進学に対する相談・助言を行っている。

学生は、キャリア教育指導教員やキャリアカウンセラーによる就職等に対する相談・助言を受けることができる。その他にも、MOS 資格講座、TOEIC 資格講座の開講などにより資格取得支援を行って、学生のキャリア形成支援に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○キャリアサポートセンターを核として、キャリアサポートセンター運営委員である教員と就職課の職員による協働が実現され、キャリア教育、インターンシップ、就職支援等の活動が連動して実施されている点は評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービスのための組織として、学生課、医務室及び学生相談室を設置し、それらが連携して支援している。また、学生厚生委員会を組織し、学生の生活指導方法等に関して審議している。

学生の経済的支援のために多くの奨学金制度を設けている。学生の課外活動に対しては、活動支援金の支給や活動施設等の提供などを行っている。学生の心身に関する健康相談、心的支援及び生活相談体制として、学生相談室に専門のカウンセラーを配置し、医務室には医師及び看護師資格を有する職員を配置し、相談に対応している。学生のハラスメントへの対応として、ハラスメント防止委員会を設置し、相談員を配置している。留学生への対応として、留学生懇談会開催、留学生向けガイドブック作成などの支援をしている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地及び校舎面積は設置基準を上回り、十分な面積を有している。建物の耐震性の確保

については、耐震補強工事を実施中であり、令和 2(2020)年度末をもって耐震化率が 100% になる予定である。

実習施設は適切に整備され、また、図書館では蔵書が充実し、学習室、AV コーナーや学生ラウンジなどが配置されており、開館時間や司書の配置等、十分に利用できる環境にある。無線 LAN アクセスポイントを増設し、インターネット接続環境の向上に努めている。完全バリアフリー化は 100 号館のみであるが、その他の建物については、順次改修する計画である。

授業は少人数クラス制を基本とし、適切なクラス割により受講者数を管理している。

〈優れた点〉

○100 号館は、学生の福利厚生施設、ラーニング・コモンズから教室につながる動線が意識されているとともに、建築構造や建築設備が見えるように設計され、建物自体が建築、エネルギーシステムに関する生の教材となっているなど、高い教育効果をもたらすよう整備されている点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関して、毎年度、学生授業評価アンケート、学生満足度調査アンケート、卒業生・修了生アンケート、あるいは「学生・教職員教育改善部会」に出席した学生からの意見聴取などが実施され、学生の意見要望を把握している。それらの結果は IR 推進センターで分析され、学生ポータルサイト、大学ホームページでの公表や教職員共有サイト等において開示されている。

心身に対する健康相談、経済的支援に関する学生の意見や要望は、学生相談室や医務室での相談だけでなく、学生満足度調査アンケートにおいても把握しており、分析・検討している。

学修環境に関する学生の要望については、前述のアンケートで満足度を確認するほか、学内に設置した「KIT かなう箱」から聴取した要望を担当部署で分析・対応し、その結果は学生に公表されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び教育目的に基づき、人材の育成に関する教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定しており、大学ホームページで公表するとともに、学生便覧や学生募集要項に記載して周知を図っている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準は学則に定められており、学修の手引きや学生便覧及び大学ホームページ等に記載して周知している。

単位認定基準、進級・卒業認定基準、修了認定基準に基づいて、進級・卒業判定は教務委員会及び教授会において審議され、また、修了判定は大学院研究科運営委員会及び大学院研究科委員会において審議され、最終的に学長が決定している。

〈優れた点〉

○卒業研究が学修の集大成として位置付けられ、ルーブリックによる厳格な評価が実施されている点は高く評価できる。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーに定めた「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲・態度」「技能・表現」各領域の資質・能力の実現を図るため、一貫性を持ったカリキュラム・ポリシーを策定し、学生便覧及び大学ホームページに記載して周知を図っている。大学の教育課程は

共通教育科目と専門教育科目に大別され、カリキュラム・ポリシーに沿って、共通教育科目は人文社会、自然科学、言語、保健体育、総合教育の5系統で編成され、また専門教育科目は学科共通専門科目、コース専門科目、他学科連携科目の3系統で編成されている。

教養教育については、工学専門分野の基礎知識と一般教養教育を目的とした5系統の共通教育科目が入学初年次から4年次までバランス良く配置されている。教授方法の改善に向けて、FD委員会が前年度の活動の総括を行い、当該年度の活動を決定し、教授法の改善や外部講師による講演などのFD研修会を定期的実施している。

〈優れた点〉

○ディプロマ・ポリシーと一貫したカリキュラム・ポリシーを形成する上で、演習や実験科目における教育方針としてアクティブ・ラーニングなどを取り入れ、実施内容についてFD研修を行うなど、組織的に取り組んでいる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科・専攻）、科目レベルの3段階で学修成果の評価（アセスメント）を行い、その結果の集約・分析・共有を通して三つのポリシーの妥当性、整合性を検証し、教育・学修支援等の改善に組織的・継続的に取り組むことで教育の質保証を図る「アセスメント・ポリシー」を策定している。

教員だけでなく学生も交えたFD委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」を毎年度開催し、各アセスメントの調査結果に基づき学修状況のあり方をテーマに教員と学生が同じ目線で直接話合っている。学修成果の点検・評価については、各種委員会において実施したアンケート調査をIR推進センターで分析し、その結果を教育改革推進委員会で検討して教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。また、アンケートの集計結果を教職員共有サイト「きっと見る」において共有し、全教員に公表している。

〈優れた点〉

○学修成果の点検・評価について、各部署で実施したアンケートをIR推進センターで分析し、その結果を教職員共有サイト「きっと見る」において公表して教育研究活動の改善につなげている点は高く評価できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定や教学マネジメントについては、大学院の学位授与に関して規則の整備などが求められるものの、その他の規則に定められた「企画会議」「学科長会議」「教授会」「大学院研究科運営委員会」「大学院研究科委員会」等において、学長のリーダーシップのもと、審議、決定を行う体制が構築されている。

また、「久留米工業大学副学長規程」「久留米工業大学学長補佐規程」に基づき、副学長及び学長補佐による学長を補佐する体制のほか、大学の「第 2 次前期実施計画（2019 年度～2021 年度）」を実行するために教育、研究、社会貢献、経営、内部質保証、国際化の六つの分野において推進委員会を設置するなど、権限の適切な分散や責任の明確化を図っている。

加えて、教学マネジメントを機能させるために、教員組織と事務組織とが連携し職員が協議に参加できる仕組みを設けることにより、教職協働による取組みを推進している。

〈改善を要する点〉

○大学院における学位の授与については、「久留米工業大学大学院研究科委員会規程」において、審議事項として規定されていないほか、大学院研究科委員会議事録においてもその審議内容が記載されていないことから、改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院においては、設置基準で定められている専任教員数、教授数、研究指導

教員数の基準を満たしている。

教員の採用及び昇任については、「久留米工業大学教員選考規程」「久留米工業大学教員選考基準規程」「久留米工業大学院担当教員選考規程」に基づき実施されており、教員の昇任については、「久留米工業大学教員評価規程」による教員評価の結果を踏まえ、審議、決定されている。

また、教育指導方法の検討、改善を進めるために FD 委員会を設置し、教育方法の改善、教育力の向上、学修支援環境の充実及び検証を目的とする研修会をはじめ、他大学との連携による共同 FD、学生授業評価アンケート、ティーチング・ポートフォリオの作成等を行うなど、全学的な取組みとして FD 活動を実施している。

〈優れた点〉

○FD 委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」では学生が構成員となっており、授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行うなど、教育改善に向けての FD 活動に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学を取巻く大きな環境変化及び高度化・複雑化する諸問題への対応には職員の資質・能力向上、意識改革等が必須という認識のもと、SD 推進委員会にて SD の基本方針及び実施計画を定め実行している。特に、教職協働の重要性の観点から、他大学から講師を招いた研修会を開催し、教員と職員の連携体制の強化を図っている。また、学外での研修参加を職員に促すとともに、大学職員自主研修補助制度も設けて、職員の自発的学修、研修参加等への費用の補助を行う等、主体性の発揮できる職員育成に努めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には一人一室の研究室を確保するとともに、備品等も大学側が用意する等、適

切な研究環境が整備されている。

研究倫理に関しては「久留米工業大学行動規範」「久留米工業大学における研究費等の不正防止等に関する規程」等、各種規則を定めるとともに、「久留米工業大学公的研究費等使用マニュアル」を作成し研究倫理の確立、適正な運用に努めている。また、研究に従事する者全てに、研究倫理に関するFD・SD研修会参加やeラーニングプログラムの履修を義務付け、倫理教育も熱心に行っている。

研究費については、全教員への一律配分の他に、学長裁量経費制度を設けて、応募による個人型、学科横断型の支援を行うとともに、学長が認める事業にも支援を実施する等、研究活動への資源配分は適切になされている。

〈優れた点〉

- 「パートナーモビリティ」の開発を契機に、地場企業への技術相談、技術指導の環境整備を積極的に推進しており、令和2(2020)年度には「AI応用研究所」を設立し、大学のブランド力向上に大いに努めていることは評価できる。

基準5. 経営・管理と財務

【評価】

基準5を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目5-1を満たしている。

〈理由〉

寄附行為及び学則において定められた目的等を実現するために、理事会や評議員会、監事監査などの機能を活用し、各種規則に基づき学校経営を行っている。

その上で、建学の精神に基づく使命を果たしていくため、ガバナンス・コードや中長期計画を策定し、継続的な経営に取り組んでいる。

また、地球温暖化防止など環境への配慮やハラスメント防止、個人情報管理、危機管理に関する規則等を整備するとともに、全教職員対象の研修や防火避難訓練等を実施するなど、環境保全、人権、安全への配慮にも取り組んでいる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事長は法人の代表として業務を総理している。加えて、各学校長が担当理事として各学校の運営及び経営に関する業務を分掌することにより、責任の明確化と業務の円滑化を図るとともに理事長を補佐する体制を構築している。

理事会においては、書面での開催実績があり、課題はあるが、「学校法人久留米工業大学理事会規則」にて規定された議決事項について意思決定が行われている。

また、理事会機能を補佐する体制として、「学校法人久留米工業大学常任理事会規則」に基づき、「常任理事会」を毎月開催することにより、機動的に意思決定を行うための仕組みが整備されている。

〈改善を要する点〉

○令和元(2019)年 6 月 14 日開催の理事会が書面で開催されていることについて、私立学校法第 36 条に則して、理事会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

学長及び副学長が理事会の構成員となることで、法人及び大学の意思決定が円滑に行われ、理事会の方針を踏まえた大学運営が可能となっている。評議員会においては、書面での開催実績があり、課題はあるが、実施計画や予算策定、決算等においては、法人と大学との相互チェックが適切に機能している。

監事の職務執行や評議員の選任については、寄附行為、「学校法人久留米工業大学理事会規則」「学校法人久留米工業大学監事監査規則及び同監事監査実施基準」に基づき行われている。

また、教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、「学校法人久留米工業大学（業務改善）提案制度」を設け、業務改善にも取り組んでいる。

〈改善を要する点〉

○令和元(2019)年 6 月 20 日開催の評議員会が書面で開催されていることについて、私立学校法第 41 条に則して、評議員会においては議題にかかわらず、対面で開催されるよう改善を要する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「第2次前期実施計画（2019年度～2021年度）」の法人目標として財政健全化を掲げ、「中期財政計画（収支）」を策定している。予算編成に関しては、理事会にて8項目の定性、定量目標を定め、大学はこれに基づき規律ある各年度予算編成、財務運営を行っている。

平成28(2016)年度に大学は事業活動収支の黒字化を実現し、それ以降、入学定員は確保され、人件費依存率は年々減少し黒字化は継続している。また、法人全体の財務状況の安全性、安定性を示す各種指標も良好と判断される。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「学校法人久留米工業大学経理規則」「学校法人久留米工業大学経理規則取扱細則」等の規則を定めるとともに、財務会計システムを平成27(2015)年度から大学に導入し、会計処理は適正に実施されている。学校法人会計基準に基づく計算書類も適切に作成、開示している。また、これまでの公認会計士監査における改善指摘事項にも真摯に対応している。

三様監査体制として会計監査法人、監事、内部監査室それぞれの監査体制は整備され、三者の協議も十分になされ、各監査は厳正に丁寧に行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、「内部質保証に関する基本方針」に定められており、これを実施するための恒常的な組織体制が整備されている。

内部質保証を実施するための責任体制は、学長を責任者とし、学長のリーダーシップのもと、組織的に推進していく体制が整備されている。

中長期計画を踏まえた大学全体の質保証を行うとともに、中長期計画の策定及び中長期計画に沿った年度ごとの実施計画の策定並びに実施計画に基づく自己点検・評価を行い、その結果を踏まえた改善方策を次年度の実施計画に反映している。

各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価委員会に報告して、学科や研究科等による三つのポリシーを起点とする教育の質保証を行う体制が整っている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための組織体制及び責任体制に基づいて、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

教育研究推進外部評価委員会による評価結果及び指摘事項等への対応についても、関連する組織において改善方策の検討が行われ、その結果が次年度の実施計画に反映されている。

取りまとめられた自己点検評価書については、大学ホームページで公開するとともに、教職員共有サイトにおいて共有している。

「IR 推進センター」を設置して IR 活動の体制整備を図り、学内データの一元化を推進し、教育・研究活動、学修支援、学生募集、就職等に関わる種々のデータ分析を行い、教育・研究等の改善のために活用している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証の活動については、教育課程、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の各項目について、各学科、各専攻、教育改革推進委員会等の教育に係る各組織が、年度ごとの実施計画に沿って自己点検・評価を実施している。その結果は内部質保証システムによって教育の改善・向上に反映されていることから、PDCA サイクルの仕組みが確立され機能している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を「アセスメント・ポリシー」に定めており、IR 推進センターにおいて、各種データの分析が行われている。

大学運営の改善・向上については、認証評価などの結果を踏まえ、「企画会議」を中心に据えた内部質保証の仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○大学院の教学マネジメント、理事会及び評議員会の運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため、今後の更なる取組みが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献・地域連携

A-1. 地域と連携して社会貢献活動をしているか

A-1-① 地域と連携した社会貢献活動

【概評】

地域の企業や団体等と連携して、産業の創出・活性化、人材育成、小中学校の理科学教育支援等に寄与することを目的とした地域連携センターを設置し、産学官の連携による社会貢献を全学的に進めるために産学官連携推進委員会を設置して組織の充実に努めている。また、地域の企業や市役所、商工会議所等で構成する久留米工業大学地域連携推進協議会を立上げ、産学官連携による地域産業の振興、地域の活性化を推進している。

「高等教育コンソーシアム久留米」の一員として、知の拠点づくりに貢献しているほか、市民向け公開講座、小中学校向け公開講座の開講、小中学校の理科教育支援、高等学校向け模擬授業の実施、自治体・商工会議所との連携、産学交流会への参加、金融機関との連携、他大学や高等専門学校との連携、施設の提供など、地域と連携した社会貢献活動を行っている。なお、公開講座などは全学科で持回りとなっており、全学体制で取り組んでいる。

大学シーズを広報し、企業や地域の問題解決に役立ててもらうために、研究シーズや研究内容、地域連携活動報告、機器備品紹介を掲載した「地域連携センター報」を地域の企業に配布したり、企業からの技術相談や技術指導を大学全体で進めたりするなど、産学官連携を積極的に推進している。また、技術相談や技術指導は受託研究につながることもあ

り、外部資金の獲得にも貢献している。

基準B. 国際交流

B-1. 国際化の推進

B-1-① 国際交流事業の推進

【概評】

国際化推進委員会及びその下部組織として国際交流委員会を設置し、組織的にグローバル化に取り組んでいる。国際交流委員会は、①学生が国際社会にて活躍できる語学力の向上②海外の研究機関等に留学する学生の支援③海外語学研修等の教育プログラムの実施計画④留学生を受入れる為の体制づくり⑤外国人留学生と日本人学生・地域住民との交流機会の計画一などの役割を担っている。

目指す大学像の一つとして「グローバルな視点を持つものづくり産業人育成」をうたい、グローバル化ポリシーを制定してグローバル化の基本的な取組みを進めている。また、外国人留学生に対する支援として、大学独自の奨学金制度による授業料減免、英文ホームページの開設、留学生ガイドブックの作成・配布、日本人学生との懇談会や意見交換等を行っている。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 研究ブランディング事業

・インテリジェント・モビリティ研究所が設立当初からリソースを集中し、自動車開発経験者の強みを活かした強固かつ広範な産学官連携で進めてきた「AI 対話型自動運転パーソナルモビリティシステム」の研究開発が、文部科学省の「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」に採択された。開学時から本学の強みである自動車工学に、人工知能や自動運転といった情報技術を組み合わせて福祉システムの変革を目指す研究であり、政府が推進する Society 5.0 とも正に合致する。本学は、高齢や障がい移動に不安を抱える方々の社会参画を促し、能力を活かして生き活きと活躍できる社会の実現に貢献すべく、学長の強固なリーダーシップの下で全学が一丸となって取り組む。

・「平成 30 年度私立大学研究ブランディング事業」は、文科省の都合で全ての採択案件が 5 年計画から 3 年計画に変更されているが、九州圏内の理工系私立大学では唯一の採択校となった本学は、これまでの取組実績と事業実現能力で高い評価と期待を受けている。事業 3 年目に当たる令和 2(2020)年度末を目標に先進モビリティを核とした新たな福祉サービスの枠組みを構築し、事業 5 年目の令和 4(2022)年度末には事業化への道筋を示す。本学は、先進モビリティ技術で全ての人々が笑顔で活躍できる社会（Society5.0）の実現に誠実に取り組み、地域から誇りに思ってもらえる大学を目指す。

2. ものづくり実践教育

・本学では、「人間味豊かな産業人の育成」という建学の精神のもと、目指すべき大学像を示したビジョンの一つに「"ものづくり産業人を育成する"大学」を掲げている。その実現のため、ものづくり実践教育に取り組み、共通教育科目に「ものづくり実践プロジェクト」という科目を設置している。当科目は全学科で開講しており、各学科複数の教員が担当している。担当教員はそれぞれの専門性を活かしたものづくりをテーマに掲げ、学生は自らの興味や関心に基づき、学科の垣根を越えて自由にテーマを選択することができる。令和元(2019)年度のテーマとしては、「二足歩行ロボットの製作」、「学生フォーミュラ用ガソリンエンジンベンチの製作」「3D プリンタを使ったオリジナル造形物作製」等がある。

・また、令和元(2019)年度から共通教育科目「ものづくり基礎演習」を新たに開設することで、ものづくりセンターの工作機械や測定機器について学び、操作方法を身につける機会の充実を図り、より積極的に学生がものづくりに取り組んでいけるよう教育環境を整備した。

3. 学生の学びを支援する基幹教育センター

・本学では、多様な学修履歴を持つ学生を受け入れているため、入学時に数学・物理の基礎学力に不安を抱いたり、学修意欲に欠けたりする学生が存在する。基幹教育センターでは、センタースタッフ数名が初年次の物理・数学の授業を巡回し、学生の学修状況を把握、授業後の個別指導へと誘導している。また、授業担当者と連携し、試験や学修に関する調査を実施、分析することで、学生それぞれの学修困難状況にあわせた教育支援を可能にしている。これにより多くの学生が「自分の学び方」を身につけた。また、「主体性・多様性・協働性を有する人材を養成」するため、LC プロジェクト制度を実施し正課や専門に直接関係しない学びや学際的な学びの支援を通して「学生の主体な学び」を奨励している。